CENTRAL
INTELLECTUAL
PROPERTY & LAW

商標の使用

「商標の商標」とは、商品又は商品の包装に商標を表示する行為、
商品又は商品の包装に商標を表示したもの
を譲渡若しくは引き渡したり譲渡若しくは引き渡す目的で展示、
輸出若しくは輸入する行為等をいうが、商標権とは、
基本的に商標の使用でその権利が行使されるので、
商標の使用という概念は、
商標法の諸般規定において根幹をなすものである。

Q&A : Mr.TM@cipl.kr / +82-2-767-1300

担当弁理士　　鄭錫鳥